

# 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る設計変更等の対応

## Q & A

**Q1** 通知日を含めた残工事が20日以上ある工事等が対象とあるが、費用の計上は遡って行って良いのか？

**A1** 費用は遡って計上してかまいません。ただし、費用計上は令和2年4月8日以降のものを対象としてください。

(令和2年4月8日付け国土入企第6号国土交通省土地・建設産業局建設業課長通知「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応について」を基準日とするため)

**Q2** 費用の計上は、全て見積で良いか？特別資材調査を行う必要があるか？

**A2** 県設定単価や物価資料に記載される単価を優先しますが、記載がないものは、見積により対応してください。

特別資材調査による単価設定を行う必要はありません。

**Q3** 会社が複数工事分の対策備品等をまとめて購入またはリース契約している場合の取扱いについてはどのように考えればよいのか？

**A3** 新規工事等においては、個別の現場で購入またはリースしたことが分かる書類とするよう、受発注者協議をしてください。

既契約工事においては、他の現場と重複していないかを確認し、適正に計上してください。

# 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る設計変更等の対応

## Q & A

**Q4** 通知日時点で公告中の工事等の取扱いはどのように考えれば良いか？

**A4** 既契約工事等として取り扱ってください。  
契約後速やかに参考-1に倣い、受注者に対し指示を行ってください。

**Q5** 災害復旧工事は本通知の対象となるのか。

**A5** 対象となります。